

2024年2月1日  
小松ガス株式会社

2024年1月1日からの令和6年能登半島地震による  
災害救助法の適用に伴う特別措置について

2024年1月1日からの地震により被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

このたび小松ガスは、今回の地震による災害救助法が適用された地域において被災された当社お客さまよりお申し出があった場合に、下記の通り、ガス料金等の特別措置を講ずることといたします。

1. 対象地域

**【災害救助法が適用された地域】**

見	市町村
石川県	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

2. 特別措置の内容

- お申し出のあったお客さまの2023年12月（支払い期日が2024年1月1日以降となるものに限る。）、2024年1月および2月検針分のガス料金の支払期日（支払い義務発生（検針日）の翌日から起算して50日）をそれぞれ1ヵ月月間延長いたします。
- 被災日（災害救助法適用日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヵ月間において、被災されたお客さまがガスを全く使用されなかった料金算定期間については、基本料金を免除いたします。

3. お申し出受付開始日

2024年2月1日（木）

- 支払期限日の延長をお申し出いただいた場合、当社より支払い期限日を延長した払込票を送付いたしますので、お手元の払込票を差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。また、お客さまのガス料金のお支払方法が、口座振替またはクレジットカード払いの場合であっても、支払期限日の延長中は、当該払込票にてお支払いください。

お問い合わせ先

小松ガス株式会社

電話番号：0761-22-0515

受付時間 8：30～17：00（日曜、祝日を除く）